

「電気通信サービス利用者懇談会報告書（案）」についての意見書

平成 21 年 1 月 9 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

意見 4 契約締結後の対応の在り方
(3) 民事効の是非

電気通信事業法にクーリング・オフの規定を設けていただきたい。

理由

消費生活センターには、電気通信サービス関連の苦情相談が相変わらず多く寄せられております。報告書（案）の「3 契約締結時の説明義務等の在り方」に記載されておりますとおり、特に販売代理店から高齢者への電話勧誘のトラブルは非常に深刻です。詳細な説明義務を課すことは勿論のこと、書面交付を義務づけるとともに、クーリング・オフの規定を設けることを要望いたします。